

提案第 1 号

国民健康保険事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の税率・税額については、合併年度は、合併前の市町による不均一課税とし、翌年度以降は、稲沢市の税率・税額を基に応益割合(均等割及び平等割による課税の割合)を45%以上とする税率・税額を算定の上適用する。

ただし、現中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間、不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものとする。

また、国民健康保険税の本算定月及び納期数については、平成17年度から稲沢市の制度に統一する。

- 2 保険給付については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 人間ドック事業のうち、検診方法及び項目については、1市2町で現在行っている方法を参考に受診者が選択できる制度とする。
なお、受診者負担額は、3割とする。

- 4 国民健康保険事業基金については、合併時までに適正な基金保有額を積み立てるように努力し、新市に引き継ぐものとする。

- 5 国民健康保険特別会計繰入金については、不均一課税に伴う合併

時の緩和措置による繰入金を除き、稲沢市の繰入金基準とする。

- 6 国民健康保険運営協議会の委員定数及び構成については、稲沢市の例による。

ただし、合併後当分の間、被保険者を代表する委員の選出については、地域性を考慮し、決定する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 2 国民健康保険事業の取扱い
調整の内容	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険税の税率・税額については、合併年度は、合併前の市町による不均一課税とし、翌年度以降は、稲沢市の税率・税額を基に応益割合（均等割及び平等割による課税の割合）を45%以上とする税率・税額を算定の上適用する。 ただし、現中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間、不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものとする。 また、国民健康保険税の本算定月及び納期数については、平成17年度から稲沢市の制度に統一する。 2 保険給付については、稲沢市の制度に統一する。 3 人間ドック事業のうち、検診方法及び項目については、1市2町で現在行っている方法を参考に受診者が選択できる制度とする。 なお、受診者負担額は、3割とする。 4 国民健康保険事業基金については、合併時まで適正な基金保有額を積み立てるように努力し、新市に引き継ぐものとする。 5 国民健康保険特別会計繰入金については、不均一課税に伴う合併時の緩和措置による繰入金を除き、稲沢市の繰入金基準とする。 6 国民健康保険運営協議会の委員定数及び構成については、稲沢市の例による。 ただし、合併後当分の間、被保険者を代表する委員の選出については、地域性を考慮し、決定する。

【提案理由】

- 1 国民健康保険税の税率・税額については、新市の国民健康保険事業の公平かつ適正な運営に必要な負担を国民健康保険加入者に求めることが国民健康保険税の目的税としての趣旨であるが、税負担の急激な変化を緩和することが必要なためである。
- 2 保険給付については、県内他市の現状に照らして適正な水準とするためである。
- 3 保健事業（人間ドック）については、適正な負担を求めつつ、国民健康保険加入者の健康の増進を図るためである。
- 4 国民健康保険事業基金については、新市の国民健康保険事業の健全かつ適正な運営を図るためである。
- 5 国民健康保険特別会計繰入金については、新市の国民健康保険事業の健全かつ適正な運営を支援するための方針を決定するためである。
- 6 国民健康保険運営協議会については、効率化を図りつつ、地域の実情を適正に新市の国民健康保険事業の運営に反映させるためである。

【法令・取扱通知等】

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（国民健康保険）

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（療養の給付）

第36条 市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

- （1）診察
- （2）薬剤又は治療材料の支給
- （3）処置、手術その他の治療
- （4）居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- （5）病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

第二節 その他の給付

第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

（保険料）

第76条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用（老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含み、第81条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあっては、同条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を、健康保険法第百七十九条に規定する組合にあっては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

第六章 保健事業

第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

地方税法（昭和25年法律第226号）

（地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(市町村が課することができる税目)

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2から5 省略

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

(1)から(4) 省略

(5)国民健康保険税

(国民健康保険税)

第703条の4 国民健康保険を行う市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村)は、国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。)の分賦金とする。次項において同じ。)に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除くものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金とする。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

3 省略

4 前項の標準基礎課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準基礎課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	百分の四十
	資産割総額	百分の十
	被保険者均等割総額	百分の三十五
	世帯別平等割総額	百分の十五
所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	百分の五十
	被保険者均等割総額	百分の三十五
	世帯別平等割総額	百分の十五
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	百分の五十

5～18 省略

19 前項の標準介護納付金課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準介護納付金課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	百分の四十
	資産割総額	百分の十
	被保険者均等割総額	百分の三十五
	世帯別平等割総額	百分の十五
所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	百分の五十
	被保険者均等割総額	百分の三十五
	世帯別平等割総額	百分の十五
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	百分の五十
	被保険者均等割総額	百分の五十

20 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち介護納付金課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準介護納付金課税総額の区分に応じ、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

（国民健康保険税の減額）

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下本条中山林所得金額の算定について同様とする。）及び山林所得金額の合算額が、第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）の数に応じて政令で定める金額を加算した金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

2 前条第四項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額の一般被保険者に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する市町村は、前項の規定による減額がされない国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が政令で定める金額を超えない場合（当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないときを除く。）においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

（国民健康保険税の減額）

第56条の89 法第703条の5第1項に規定する政令で定める金額は、国民健康保険の被保険者一人について24万5千円とする。

2 法第703条の5第1項に規定する基準は、次のとおりとする。

一 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額）について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯（1）から（3）までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める割合

（1）前年度又は当該年度における法第703条の4第4項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割総額）の一般被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第8条の2に規定する被保険者以外の国民健康保険の被保険者をいう。）に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合（以下「応益割合」という。）が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 十分の七

（2）前年度及び当該年度における応益割合が百分の三十五未満の市町村 十分の五

（3）（1）及び（2）に掲げる市町村以外の市町村 十分の六

ロ イに掲げる世帯以外の世帯（1）から（3）までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める割合

（1）前年度又は当該年度における応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村 十分の五

（2）前年度及び当該年度における応益割合が百分の三十五未満の市町村 十分の三

（3）（1）及び（2）に掲げる市町村以外の市町村 十分の四

3 法第703条の5第2項に規定する政令で定める基準に該当する市町村は、前年度又は当該年度における応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の市町村とする。

4 法第703条の5第2項に規定する政令で定める金額は、法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

5 法第703条の5第2項に規定する被保険者均等割額又は世帯別平等割額の減額に係る政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額）について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に十分の二を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
税率・税額 及び 税の減額	<p>【税率・税額】</p> <p>所得割 5.4%</p> <p>資産割 34%</p> <p>均等割 26,000 円</p> <p>平等割 26,000 円</p> <p>【税の減額】</p> <p>6・4 割軽減</p>	<p>【税率・税額】</p> <p>所得割 5.5%</p> <p>資産割 31%</p> <p>均等割 15,000 円</p> <p>平等割 16,200 円</p> <p>【税の減額】</p> <p>6・4 割軽減</p>	<p>【税率・税額】</p> <p>所得割 4.6%</p> <p>資産割 27%</p> <p>均等割 25,200 円</p> <p>平等割 27,600 円</p> <p>【税の減額】</p> <p>7・5・2 割軽減</p>	<p>稲沢市の税率・税額を基に 応益割合を 45%以上とする 税率・税額とする。</p> <p>ただし、現中島郡祖父江町 域については、平成 17 年度 から平成 21 年度までの 5 年間不均一課税を実施し、 税負担の急激な変化を段 階的に調整するものとし る。</p> <p>【税の減額】</p> <p>7・5・2 割軽減</p> <p>現中島郡祖父江町域に ついては、応益割合が 45% を超えると見込まれるま で、現行の税の軽減とし る。</p>
納期数及び 本算定月	<ul style="list-style-type: none"> ・本算定期 7 月 (6 月 30 日) ・納期 10 回 仮算 4,5 月 本算 7 月から 2 月 	<ul style="list-style-type: none"> ・本算定期 9 月 (8 月 31 日) ・納期 8 回 仮算 5,7 月 本算 9,10,11,12,1,2 月 	<ul style="list-style-type: none"> ・本算定期 9 月 (8 月 31 日) ・納期 8 回 仮算 5,7 月 本算 9,10,11,12,1,2 月 	<p>平成 17 年度から稲沢市 の制度に統一する。</p>
保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費、療養費等の法定 絶対必要給付については、法 どおり ・出産育児一時金 30 万円 ・葬祭費 6 万円 ・その他任意給付なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費、療養費等の法定 絶対必要給付については、法 どおり ・出産育児一時金 30 万円 ・葬祭費 9 万円 ・その他任意給付なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費、療養費等の法定 絶対必要給付については、法 どおり ・出産育児一時金 30 万円 ・葬祭費 8 万円 ・その他任意給付なし 	<p>稲沢市の保険給付とする。</p>

<p>保健事業</p>	<p>人間ドック事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診項目 ・ 負担額 7千円 ・ 実施方法 (財)名古屋公衆医学研究所 <p>・ 対象者 国保資格取得1年以上 国保税に滞納がないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診項目 胃部X線直接撮影 胸部X線直接撮影 身体計測 血圧測定 聴打診 心電図検査 肺機能検査 眼底検査 眼圧検査 血液検査(血液) " (生化学) " (血清) " (肝炎ウイルス) 尿検査 糞便潜血反応検査 胆のう超音波検査 喀痰細胞診検査 子宮がん検査 乳がん検診 骨粗しょう症検査 問診 面接指導 	<p>人間ドック事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診項目 ・ 負担額 費用額の3割 ・ 実施方法 (厚)尾西病院 (財)名古屋公衆医学研究所 <p>・ 対象者 35歳以上~70歳未満 国保資格取得1年以上 国保税に滞納がないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診項目 胃部X線直接撮影 胸部X線直接撮影 身体計測 血圧測定 聴打診 心電図検査 肺機能検査 眼底検査 眼圧検査 血液検査(血液) " (生化学) " (血清) " (肝炎ウイルス) 尿検査 糞便潜血反応検査 乳がん検診 骨粗しょう症検査 問診 面接指導 事後指導 脳・血管検診 	<p>人間ドック事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診項目 ・ 負担額 1千円 ・ 実施方法 町内の5医療機関 <p>・ 定員 30名</p> <p>・ 対象者 20歳~39歳 国保資格取得1年以上 国保税に滞納がないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診項目 胃部X線直接撮影 胸部X線直接撮影 身体計測 血圧測定 聴打診 心電図検査 眼底検査 血液検査(血液) " (生化学) " (血清) 尿検査 問診 面接指導 事後指導 	<p>人間ドック事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診項目 稲沢市の例を基本に脳ドックも受診可能とし、他はオプション選択とし、費用は自己負担とする。 ・ 負担額は、3割自己負担 ・ 対象者の年齢制限は行わない。 ・ 実施方法 1市2町で行っている方法を選択できるものとする
-------------	---	---	--	---

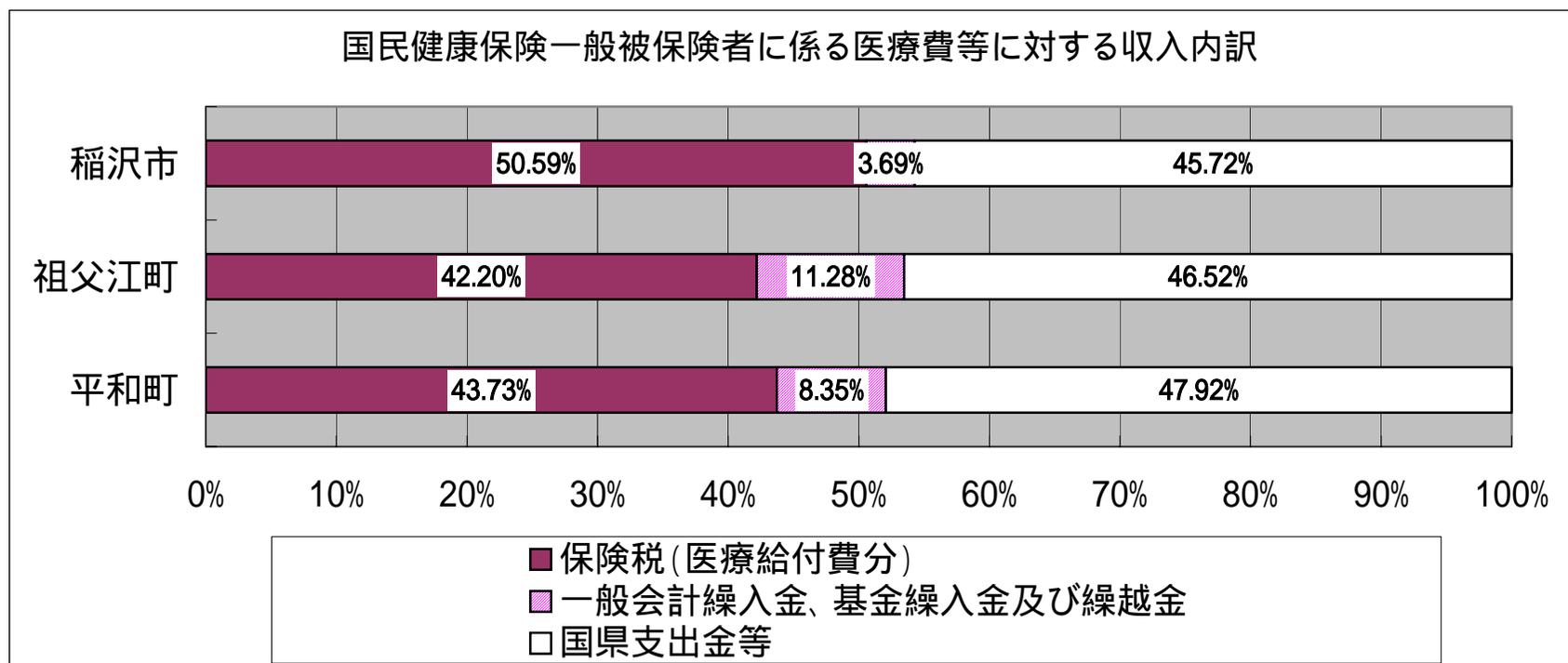
国民健康保険事業基金	平成14年度決算時基金現在高 425,653,289円 被保険者1人当たり 12,802円	平成14年度決算時基金現在高 0円	平成14年度決算時基金現在高 78,714,494円 被保険者1人当たり 16,048円	合併年度前3か年間の保険給付に要した費用、老健拠出金及び介護納付金の年間平均額の5%を基金として積み立てるように努力する。
繰入金	法定外繰入 平成15年度(当初) 福祉医療制度波及分 60,450千円 減免措置 15,900千円 保健事業 10,000千円 計 86,350千円	法定外繰入 平成15年度(当初) その他一般会計繰入 103,884千円	法定外繰入 平成15年度(当初) 福祉医療制度波及分 9,851千円 福祉施設入所者医療費波及分 517千円 葬祭費 5,600千円 その他 13,000千円 計 28,968千円	法定外繰入は、不均一課税に伴う合併時の緩和措置による繰入金を除き、稲沢市の繰入金基準とする。
国民健康保険運営協議会	・委員定数 16人 ・委員構成 被保険者を代表する委員 5人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人 公益を代表する委員 5人 被用者保険等被保険者を代表する委員 1人	・委員定数 12人 ・委員構成 被保険者を代表する委員 4人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 公益を代表する委員 4人	・委員定数 6人 ・委員構成 被保険者を代表する委員 2人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 公益を代表する委員 2人	・委員数は、稲沢市の委員定数とする。 ・合併後当分の間は、被保険者を代表する委員の選出については、地域性を考慮し、決定する。

【先進事例】国民健康保険事業の取扱いについて

新設合併	西東京市 (13.1.21)	<p>賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。</p> <p>保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。</p> <p>納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。</p>
	さいたま市 (13.5.1)	<p>国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。</p>
	宗像市 (15.4.1)	<p>賦課方式については、所得割、平等割、均等割の3方式とする。</p> <p>保険税（介護保険の第2号被保険者の保険料を含む。）については、両市町の療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額を算出した上で、新市において保険税率を定める。</p> <p>賦課期日については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>納期については、8期とする。滞納者に対する取扱いについては、国民健康保険法による取扱いを行う。</p> <p>国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p> <p>財政調整基金については、両市町において合併までに国民健康保険財政の安定的運営に必要な基金の造成に努める。</p>
	周南市 (15.4.21)	<p>賦課形態は、徳山市の例により、保険料とする。賦課方式は、熊毛町の例により均等割、平等割、所得割の3方式とする。賦課割合は、現行の平準化方式とし、料率を統一する。ただし、急激な負担増に配慮し、財政支援措置を講ずることとするが、金額は財政計画で定めることとし、期間については3年限度を目安とする。</p> <p>納付回数は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、納期については、別に調整する。</p> <p>任意給付、はり・きゅう施術費の支給は、徳山市、新南陽市の例により調整する。人間ドック健診費助成は、熊毛町の例により調整する。高額療養費貸付は、徳山市の例により調整する。</p> <p>国民健康保険診療所は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>介護分の保険料は、国民健康保険料（医療分）の取扱いに準じ調整する。</p>
編入合併	呉市 (15.4.1)	<p>原則として呉市の制度に統一するものとする。</p>
	新居浜市 (15.4.1)	<p>別子山村の国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一の賦課とする。</p>
	新発田市 (15.7.7)	<p>国民健康保険事業の中で、両市町に差異のあるものについては、次のとおり取り扱う。</p> <p>人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。</p> <p>豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。</p>
	田原市 (15.8.20)	<p>保険給付事業については、合併時に田原町の制度に統一する。</p> <p>保健事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原町の制度に統一する。</p>

一般被保険者に係る医療費等(老健拠出金を含む)に対する収入内訳

	平和町	祖父江町	稲沢市
収入区分	構成比	構成比	構成比
保険税(医療給付費分)	43.73%	42.20%	50.59%
一般会計繰入金、基金繰入金及び繰越金	8.35%	11.28%	3.69%
国県支出金等	47.92%	46.52%	45.72%
合計	100.00%	100.00%	100.00%



国民健康保険税1市2町所得モデル別比較表(平成15年度現在)

医療給付費分

(単位:円)

総所得	給与収入	年金収入 (64歳以下)	年金収入 (65歳以上)	被保険者数	固定資産税	稲沢市	祖父江町		平和町	
						税額	税額	稲沢との差額	税額	稲沢との差額
330,000	980,000	1,030,000	1,730,000	1人	0	20,800	12,400	8,400	15,800	5,000
575,000	1,225,000	1,275,000	1,975,000	2人	0	60,000	41,100	18,900	50,200	9,800
1,500,000	2,400,000	2,500,000	3,000,000	2人	65,000	163,200	130,700	32,500	149,300	13,900
2,000,000	3,116,000	3,166,666	3,666,666	2人	74,000	193,300	160,900	32,400	174,800	18,500
2,500,000	3,800,000	3,833,334	4,333,334	3人	100,000	255,100	211,500	43,600	230,000	25,100
3,000,000	4,425,000	4,452,942	4,952,942	3人	105,000	283,800	240,600	43,200	254,300	29,500
5,000,000	6,888,889			4人	180,000	443,300	388,800	54,500	391,800	51,500

	稲沢市	祖父江町	平和町
所得割	5.4%	5.5%	4.6%
資産割	34.0%	31.0%	27.0%
均等割(円)	26,000	15,000	25,200
平等割(円)	26,000	16,200	27,600

介護納付金分

(単位:円)

総所得	給与収入	年金収入 (64歳以下)	年金収入 (65歳以上)	被保険者数	固定資産税	稲沢市	祖父江町		平和町	
						税額	税額	稲沢との差額	税額	稲沢との差額
330,000	980,000	1,030,000	1,730,000	1人	0	20,800	12,400	8,400	15,800	5,000
575,000	1,225,000	1,275,000	1,975,000	2人	0	60,000	41,100	18,900	50,200	9,800
1,500,000	2,400,000	2,500,000	3,000,000	2人	52,000	158,800	126,600	32,200	145,800	13,000
2,000,000	3,116,000	3,166,666	3,666,666	2人	54,000	186,500	154,700	31,800	169,400	17,100
2,500,000	3,800,000	3,833,334	4,333,334	2人	66,000	217,600	186,000	31,600	195,600	22,000
3,000,000	4,425,000	4,452,942	4,952,942	2人	67,000	244,900	213,800	31,100	218,900	26,000
5,000,000	6,888,889			2人	120,000	370,900	340,200	30,700	325,200	45,700

	稲沢市	祖父江町	平和町
所得割	0.70%	0.93%	0.70%
資産割	6.0%	6.5%	5.5%
均等割(円)	4,900	3,300	4,000
平等割(円)	4,600	2,100	3,500